

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

繰下げ受給の利用可能性についての考察

研究分担者 田中宗明(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント)

研究分担者 大室陽(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント)

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

1. はじめに

公的年金の受給開始時期については、当然に受給権が発生するいわゆる支給開始年齢が 65 歳とされているが、受給開始時期を前倒して減額された年金を受け取る「繰上げ受給」、及び、後ろ倒して増額された年金を受け取る「繰下げ受給」の制度により、実際には、個人が 60 歳から 70 歳の間で選択可能な制度となっている。

このうち繰下げ制度については、高齢期における就労の進展に伴って多様化する年金受給ニーズに対応する観点から、次期年金制度改革において、受給開始時期の上限年齢を 70 歳超に延長する等の制度の柔軟化が検討されている。一方、現行の 70 歳を上限とした繰下げ制度については、その利用率が概ね 1%程度にとどまっているとされ、こうした状況も踏まえ、制度の周知広報が課題となっている。

本稿の目的は、現実的に繰下げ制度を利用可能な者がどの程度いるかを明らかにすること、及び、繰下げ制度を現実的に利用可能な者の特徴を示すことである。

まず、繰下げ制度の利用可能性についてであるが、現行制度の利用率が非常に低い水準にとどまっていることもあり、仮に受給開始時期の上限年齢を引き上げたとしても、実際にどの程度利用ニーズがあるかについては懐疑的な見方もある。一方、65 歳以上の者の就業率の上昇を理由として、繰下げ受給の利用ニーズが高まっているとの指摘もありうるが、繰下げ受給を選択するためには、単に就労しているというだけでは十分ではなく、そこから生計を維持するための一定以上の収入が得られることが前提となるため、就業率のみで繰下げ受給ニーズを定量的に把握することはできない。これまで繰り下げ制度の利用可能性については研究が乏しいことから、本稿では、簡易な方法により、現実的に繰下げ受給を選択しうる者がどの程度いるかについて推計を試みる。

また、第 2 の目的である、繰下げ制度を現実的に利用可能な者の特徴を把握することは、繰下げ制度、及び、それに関する制度改革や周知広報の意義を考える上で重要なポイントである。

高齢期において就労する場合に得られる収入は現役期における就労収入と一定の相関関係がある可能性があり、その場合、高齢期において就労し、年金の受給開始時期を繰り下げることができる者については、年金額(特に報酬比例の厚生年金の額)が高く、また、貯蓄が多い者が多くを占めることも想定される。しかしながら、こうした安定した経済的基盤を有する者の年金受給における選択肢を広げることは、少なくとも社会保障政策の観点からみた意義は大きくないと考えられる。一方で、年金額や貯蓄額が低い者が、65 歳以

降も就労を継続し、その間、受給開始時期を遅らせることで、その後に就労が困難になり真に年金が必要になった場合の備えを強化することができると思えば、自助努力により高齢期における貧困(低年金、資産の枯渇)を回避する手段として、繰下げ制度の意義は小さくないと考えられる。

2. 分析方法

本稿では、現に年金を受給している者(年金受給者)の各種の収入額及び支出額を用いて、潜在的に繰下げ受給を選択可能な者(繰下可能者)がどの程度いるかを明らかにするとともに、そうした者の特徴を明らかにする。

公的年金をすでに受給している者であっても、公的年金以外の収入(非年金収入)で支出を賄うことができている者については、仮に年金受給を開始していなかったとしても、貯蓄を取り崩すことなく、現在の消費水準を維持することできるため、繰下げ受給を現実的に選択可能であると考えることができる。なお、貯蓄を取り崩しつつ、その間、公的年金の受給開始を遅らせることも可能性としては考えられるが、現実には、公的年金よりも先に貯蓄に消費に当てる行動をとる者は少ないとみられ、また、貯蓄には様々な動機があることを踏まえると、こうした行動は必ずしも非合理的ともいえないため、本稿では貯蓄取崩しによる繰下げ受給の選択は考慮しない。

繰下げ受給を現実的に選択可能なケースについての上記の考え方を前提として、本分析においては、年金受給者と(配偶者がいる場合は)その配偶者の「年金を受給しない場合の収入額」と「支出額」を比較した上で、以下の条件を満たした場合に、「繰下可能者」と判定することとする。

年金を受給しない場合の収入額 支出額

3. データの確認

分析に必要な年金受給者の収入額及び支出額のデータについては、平成29年老齢年金受給者実態調査(調査時点2017年12月1日、有効回答数36,323件、有効回答率66.0%)の調査票情報を用いる。

本調査は、2017年12月1日時点において日本年金機構が支給する老齢年金を受給している者を対象としており、調査対象者の基本属性は以下の通りである。なお、本分析の対象からは、繰上げ受給者、及び、世帯員が生活保護を受給している者を除いている。

(回答件数ベース)

	男					女				
	配偶者有	未婚	死別	離別	不詳	配偶者有	未婚	死別	離別	不詳
60～64歳	784	144	22	78	17	1629	109	41	226	23
65～69歳	2958	339	135	261	39	3032	174	558	423	41
70～74歳	2615	143	179	182	38	2341	169	792	269	42
75～79歳	2312	60	244	117	19	1844	123	1026	170	68
80歳以上	2460	33	627	57	59	1389	157	3101	195	145

(母集団の属性構成に合わせた補正後)

	男					女				
	配偶者有	未婚	死別	離別	不詳	配偶者有	未婚	死別	離別	不詳
60～64歳	842	142	22	74	15	1741	113	31	207	19
65～69歳	3033	319	134	218	29	3058	164	534	381	36
70～74歳	2547	123	165	150	30	2313	163	766	226	40
75～79歳	2172	54	227	96	16	1849	122	1018	162	67
80歳以上	2505	32	659	54	60	1581	179	3577	214	164

本調査は、以下の収入区分により、調査対象者と(配偶者がいる場合は)その配偶者それぞれの調査時点から過去1年間の収入を調査項目としており、分析には基本的に夫婦の合計収入額を用いる。

働いて得た収入(本稿において「就労収入」とする。)

日本年金機構から支給される年金(本稿において と合わせて「年金収入」とする。)

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団から支給される年金、恩給

企業年金・個人年金から支給される年金(本稿において と合わせて「その他収入」とする。)

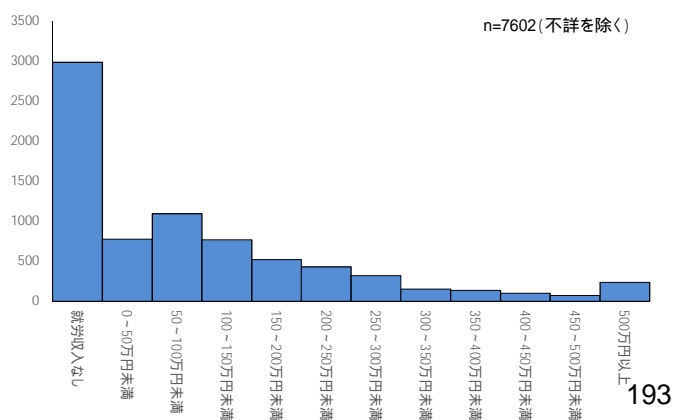
その他(家賃収入、仕送り等)

また、支出については、調査対象者とその配偶者の平均的な一ヶ月あたり支出総額(臨時的な高額支出を除く)を調査項目としており、分析においては、回答値に12を乗ずることで年換算した値を用いる。

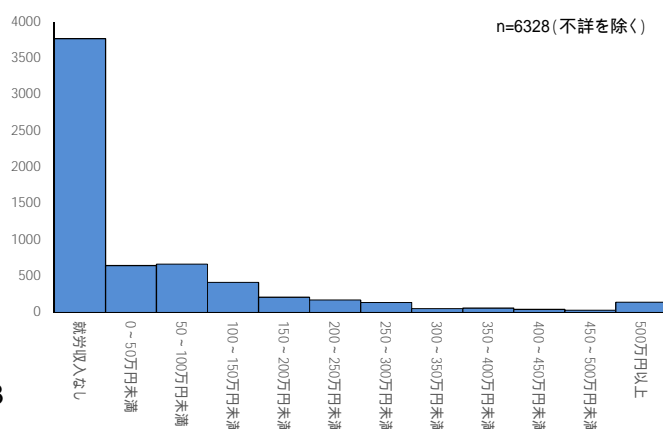
就労収入、年金収入、その他収入、支出総額の分布は図表1の通りである(いずれも配偶者の有無を調整するために、配偶者ありの場合については2の平方根で除することで等価化している)。

(図表1) 各種収入及び支出総額の分布

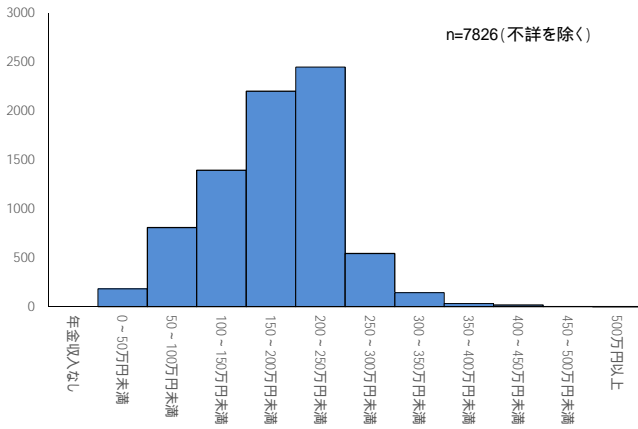
就労収入(65～69歳)



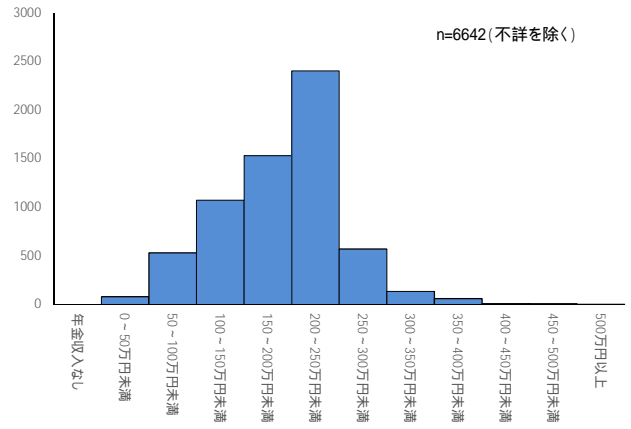
就労収入(70～74歳)



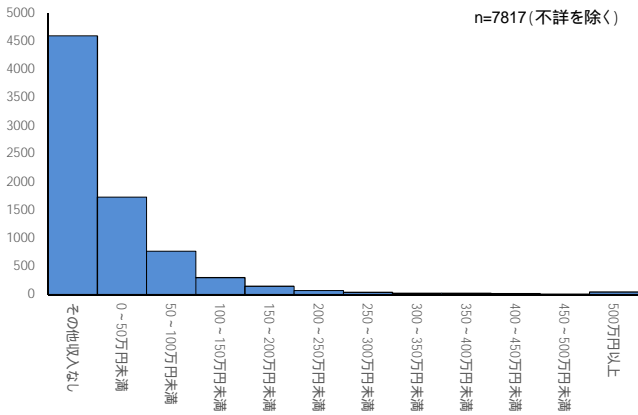
年金収入（65～69歳）



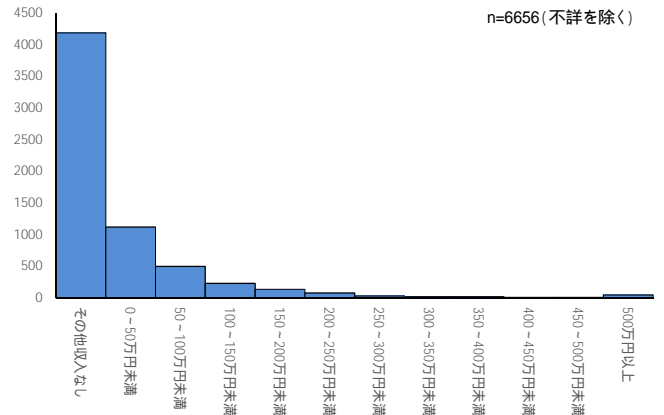
年金収入（70～74歳）



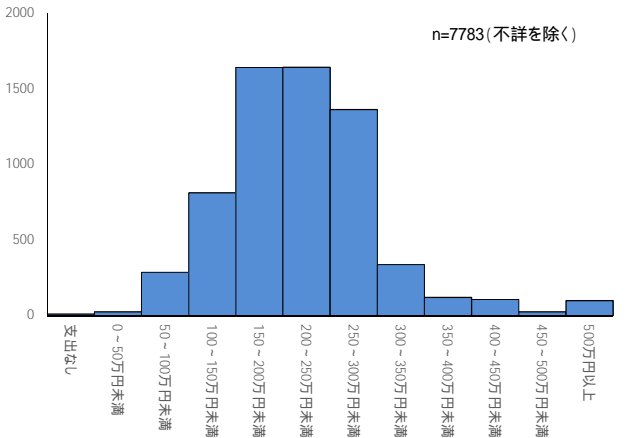
その他収入（65～69歳）



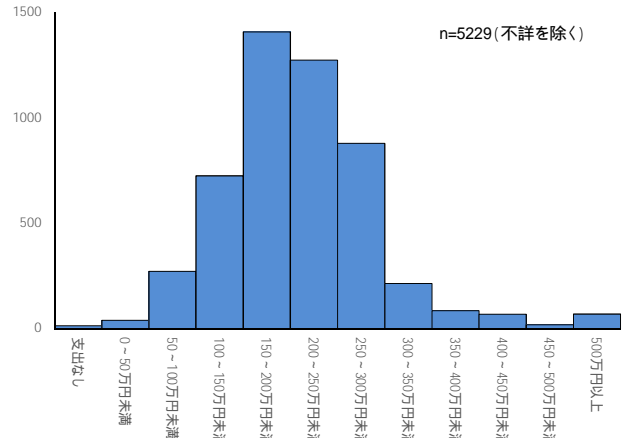
その他収入（70～74歳）



総支出（65～69歳）



総支出（70～74歳）



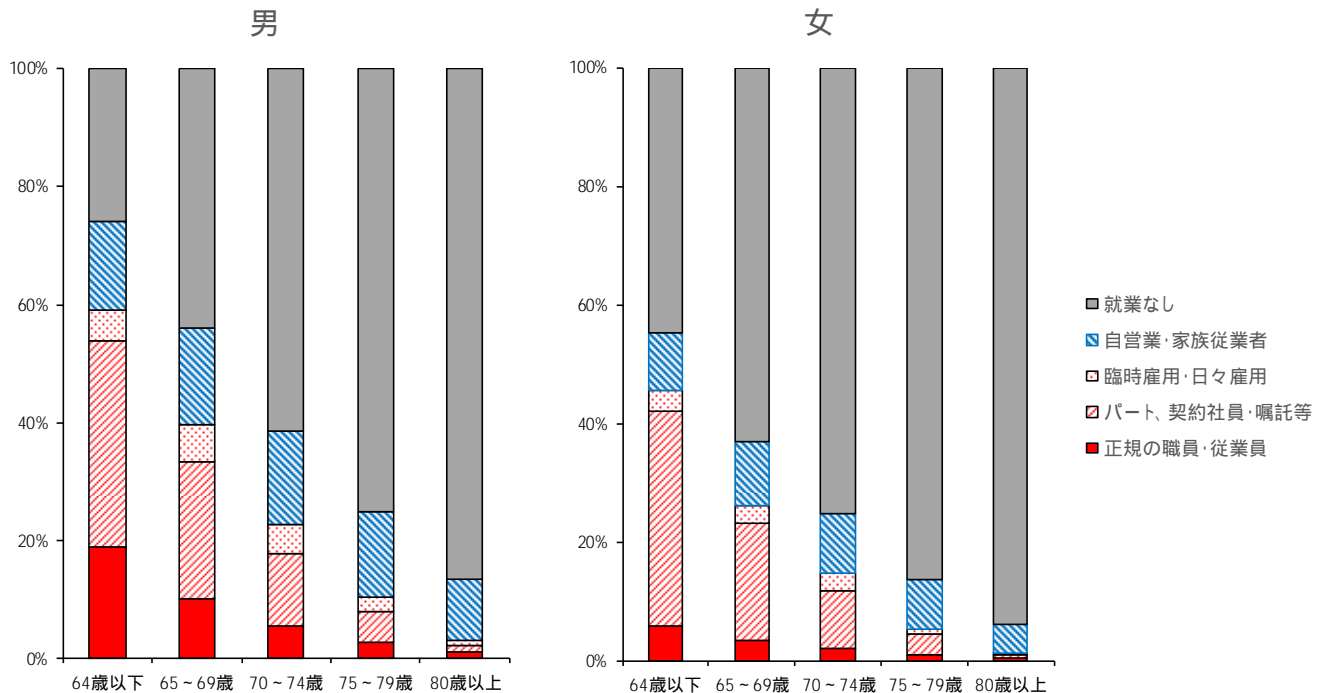
4. 年金受給者の就労状況

続いて、分析の前提として、繰下げ受給の可否に大きな影響を与えと考えられる年金受給者の就労状況について、老齢年金受給調査の結果を確認しておく¹。

まず、老齢年金受給者実態調査の対象者本人について、年齢階級別の就労の有無及び就労形態をみると(図表2)、より高い年齢階級になるほど、雇用者として就労する者の割合が低下する一方、不就労の割合が増加する。また、自営業者及び家族従業者として就労する者の割合については、各年齢階級において大きな違いがない。

本稿において主に分析の対象とする60歳台後半(現行制度において受給開始を選択可能な期間)においては、男性で過半数、女性で約4割が何らかの形で就労している。また、70歳台前半(今後の制度改正によって、受給開始時期として選択可能となると想定される期間)については、その割合はそれぞれ約4割、約1/4となっている。

(図表2) 年齢階級別の年金受給者の就業状況



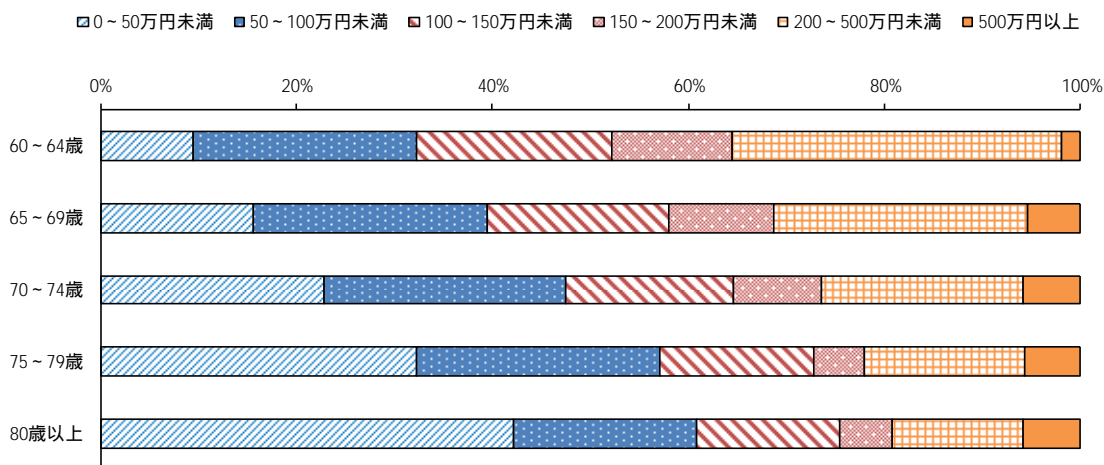
また、何らかの就労を行っている者を対象に、年齢階級別に、過去1年間の就労収入の分布を見ると(図表3)、より高い年齢階級になるほど、低い就労収入の者の割合が高まる傾向が確認できるが、これは加齢に伴う、就労時間の短縮や、より賃金単価の低い就労への変更の結果であると考えられる。就労収入が100万円未満の割合についてみると、60歳台前半において約3割、60歳台後半で39%、70歳代前半で約5割となっている。

これに関連して、就労形態別に就労収入の分布をみると(図表4)、正規雇用では約7割が200万円以上の就労収入を得ているのに対して、パート等及び臨時雇用については、就労収入100万円未満の割合がそれぞれ約4割及び約7割に達している。また、自営業者については、就労収入のばらつきが大きい。

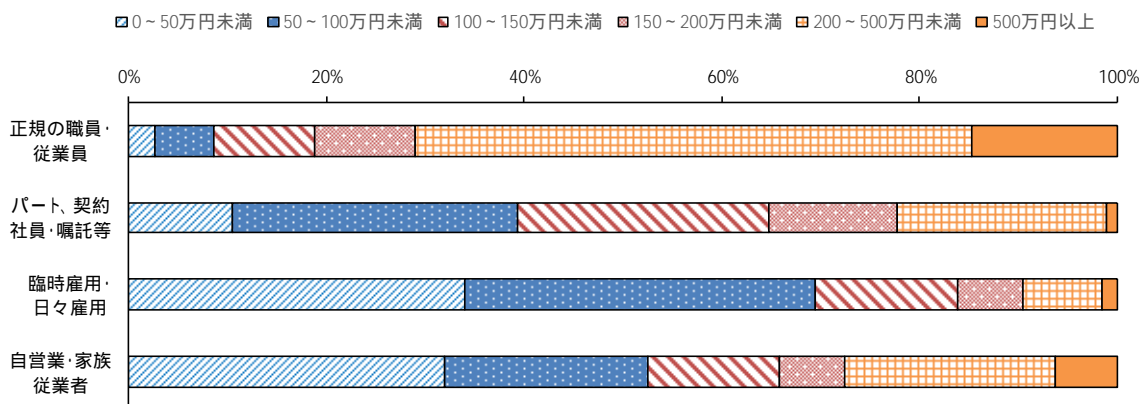
¹ 本章における集計結果は、繰上げ受給者、及び、世帯員が生活保護を受給している者を含んだものである。

一方、就労を行っていない者について不就労となっている理由をみると(図表5)、年齢階級が上がるにつれて「働くことができないため(病気・高齢等のため)」とする回答の比率が上がる傾向にある。

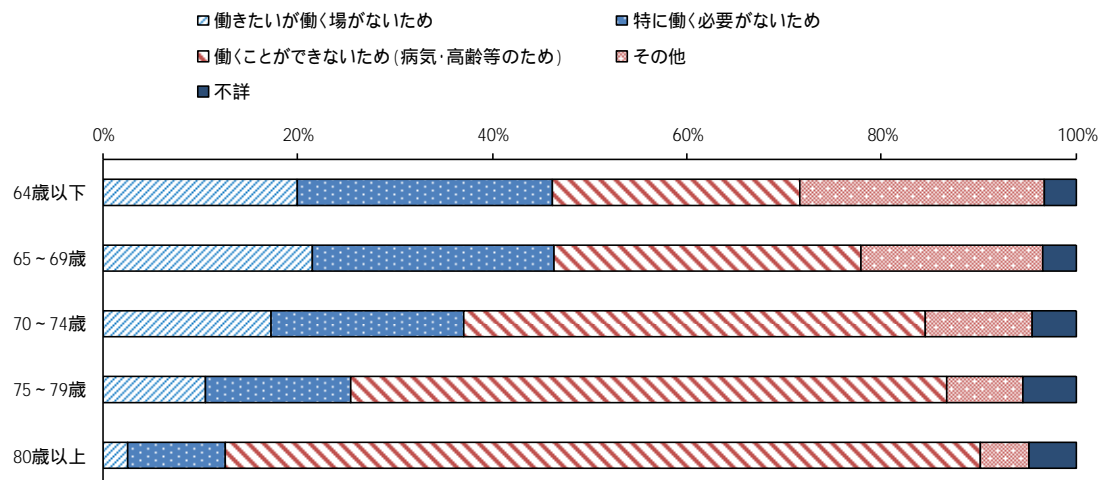
(図表3) 年齢階級別の年金受給者(就業あり)の就労収入の分布



(図表4) 就労形態別の年金受給者の就労収入の分布



(図表5) 年齢階級別の不就労の理由



5. 分析結果

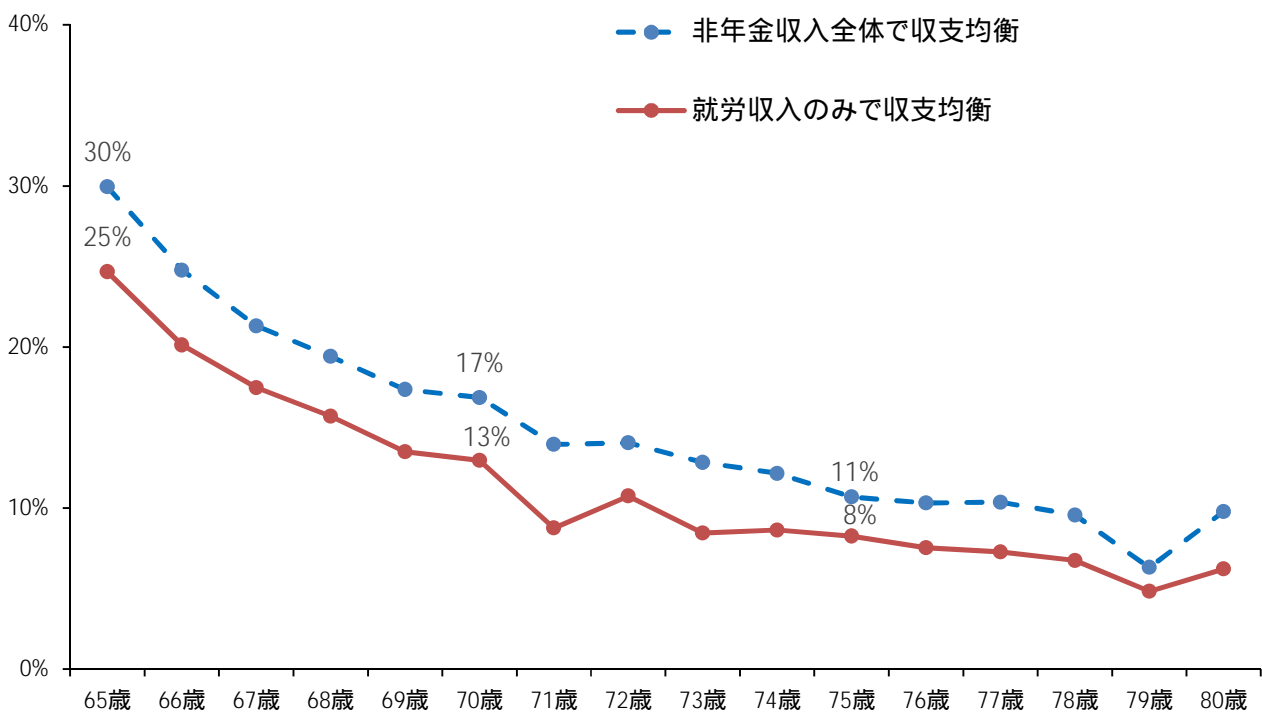
(1) 年齢別の繰下げ可能者の割合

まず、本人の年齢別に、繰下げ可能者の割合をみると(図表6)、公的年金の支給開始年齢である65歳時点では、就労収入のみで支出を賄うことができる者が25%、その他収入を含めた非年金収入全体で支出を賄うことができる者は30%となった(いずれも、繰上げ受給者と世帯員が生活保護を受給している者を除いた年金受給者に占める割合、以下同じ)。

現行の公的年金の受給開始可能期間の下で、受給開始時期の選択を完了していると考えられる70歳の老齢年金受給権者について、繰下げ受給者の割合を確認すると、老齢厚生年金については1.3%、老齢基礎年金については1.2%に過ぎないが²、今回の推計上は、受給権者の4分の1程度については、65歳時点では、非年金収入のみで、年金受給をしつつ享受している支出を賄うことができ、現実的に繰り下げ受給を選択しうるとの結果となった。

この繰下げ可能割合は、現行の受給開始可能期間の上限である70歳にかけて大きく低下し、70歳時点で、就労収入のみで支出を賄うことができる者は13%、その他収入を含めた非年金収入全体で支出を賄うことができる者は17%となった。それ以上の年齢についても、高齢になるほど繰下げ可能者の割合は低下する傾向にあるが、70歳代を通して概ね1割程度が繰り下げ受給を選択しうるとの結果となった。

(図表6) 年齢別の繰下げ可能割合(年金受給なしに支出を賄うことができる者)



² 「平成29年度厚生年金保険・国民年金事業年報」(厚生労働省年金局)

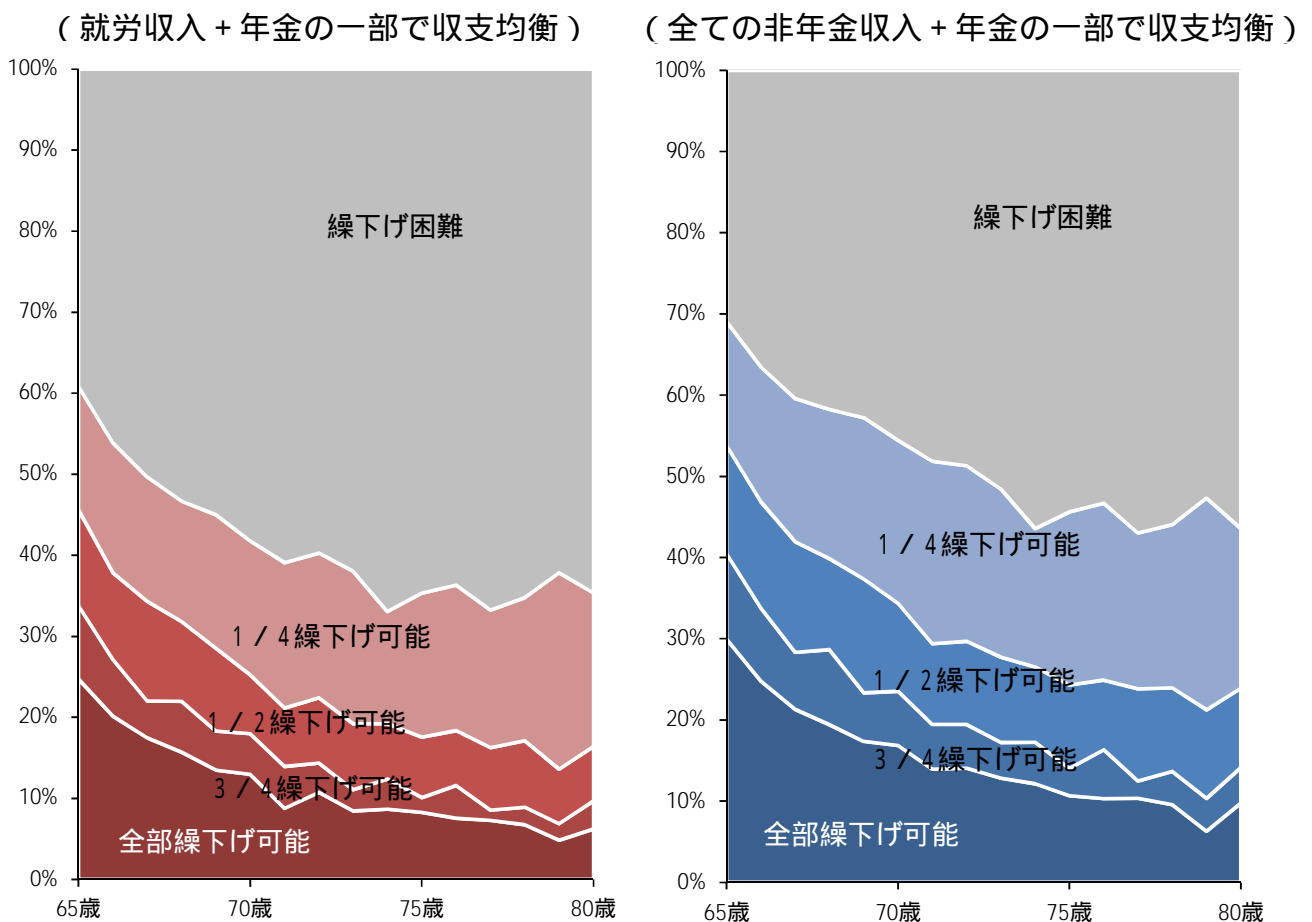
また、非年金収入のみでは支出を賄えない場合であっても、受給権のある年金の一部のみを受給し、残りを繰り下げることが考えられる。現行の繰下げ受給制度では、老齢厚生年金と老齢基礎年金の双方の受給権を有する場合には、いずれか片方を受給しつつ、もう一方の年金を繰り下げることができる。また、夫婦の場合には、夫婦のいずれかが年金受給をしつつ、他方が繰り下げすることも選択肢となる。

こうした点を踏まえ、年金の一部分のみを繰り下げることができる者を含めた、繰下げ利用可能者を試算したところ図表7のとおりとなった。

すべての対象者について、年金を1/4単位で繰り下げ可能であるという仮定をおいているため、結果については十分に幅を持ってみる必要があるが、年金の全部を繰り下げることではできなくても、一部のみを繰り下げることのできる者が少なからずいることが分かる。

こうした結果を踏まえると、繰下げ受給を現実的に選択可能な者は、実際の利用率に比して多く、制度の認知度の向上や年金受給に関する意識の変化があれば、現状より多くの者が繰下げ受給を選択するようになる可能性があり、こうした点は今後の年金機構等による制度の周知広報において留意されるべき点であろう。また、今後の制度改正において受給開始時期として選択可能になると想定される70歳以上の者の中にも、60代後半と比べると大きく減少するものの、特に年金の一部を繰り下げることができる者も含めた場合には、繰下げを選択可能な者が一定程度いることが分かる。

(図表7) 各年齢の繰下げ可能割合 (年金の一部受給で支出を賄うことができる者)



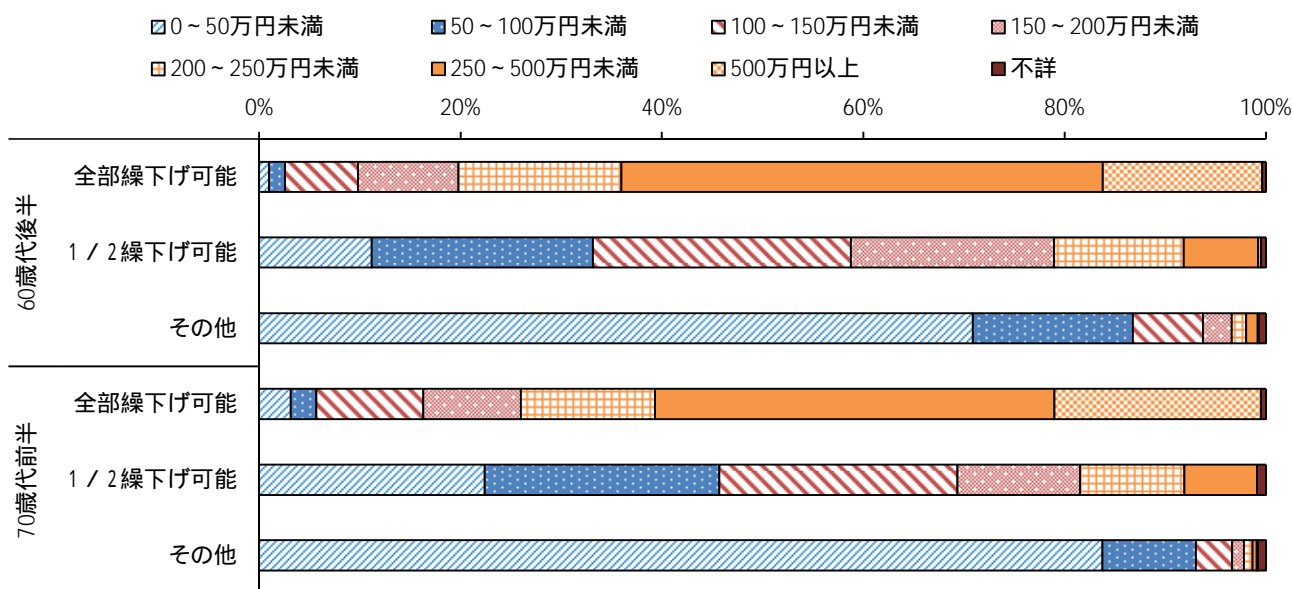
(2) 繰下可能者の特徴

続いて、年金をすべて繰り下げることが可能な者(全部繰下げ可能)、1/2 までなら繰り下げることが可能な者(1/2 繰下げ可能)、それ以外の者に分けて、繰下可能者の特徴を確認する。なお、ここでは、便宜上、繰下げ待機期間中の生活を賄うための非年金収入として就労収入のみを考慮する場合の結果のみを示している。

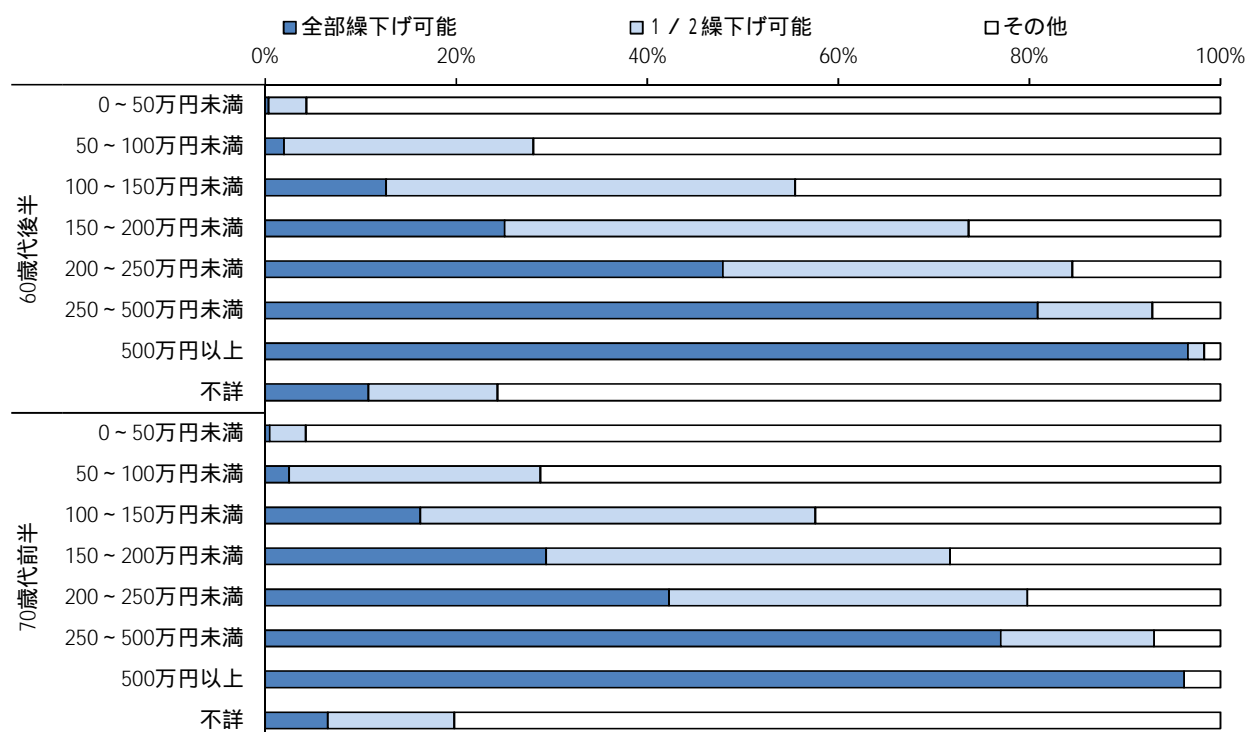
まず、繰下げの利用可能性別に世帯としての等価就労収入をみると、全部繰り下げ可能な者については、6割以上が250万円以上となっているなど、就労収入が多い者が中心となっている。一方、1/2繰下げ可能な者の中には、より少ない就労収入の者が高い割合で含まれるとの結果となった(図表8)。

また、世帯としての等価就労収入別に繰下げ利用可能性をみると、当然ながら、就労収入が多いほど繰下げ可能者の割合が高まる傾向がみてとれる。より子細に見ると、200万円以上の層においては、全部繰下げ可能及び1/2繰下げ可能となっている者が合わせて8割を超え、特に全部繰下げが可能な者の割合が高い。一方、200万円未満の層でも、1/2繰下げ可能者を中心として繰下げ可能な者が無視できない規模でいることも分かる(図表9)。

(図表8) 繰下げの利用可能性別の等価就労収入の分布



(図表 9) 等価就労収入別の繰下げ利用可能性

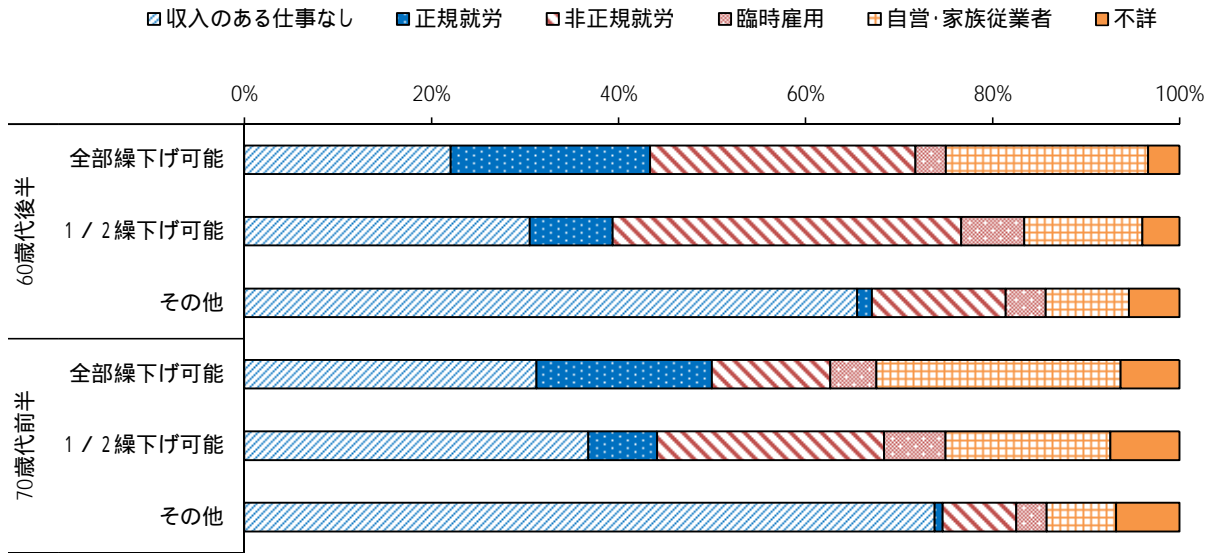


これと関連して、繰下げの利用可能性別に本人の就労状況を見ると、繰下可能者には、不就労、自営・家族従業者及び正規就労が多い。このうち、不就労については、配偶者の就労収入により繰下げ可能と判定されている場合が想定される(図表 10)。

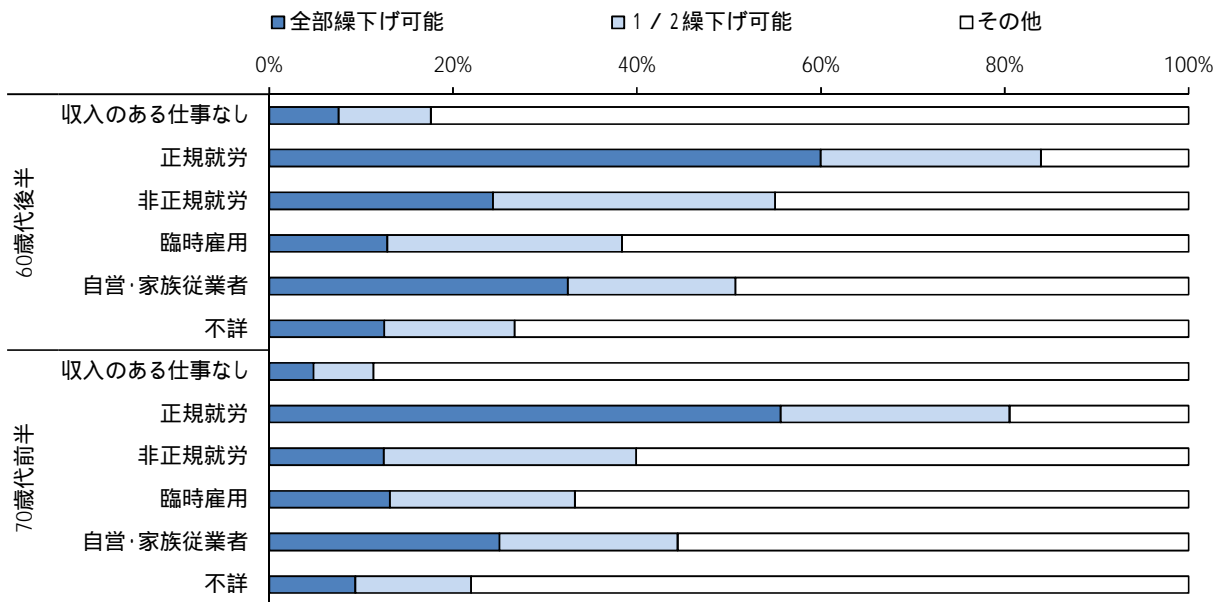
本人の就労状況別に繰下利用可能性をみると、正規就労の者については、過半数が全部繰下げ可能、8割近くが 1/2 繰下げ可能と判断されており、相対的に賃金水準の高い正規雇用の場合は、繰下げ制度を利用する余地が相当程度高いことがうかがわれる。

一方、非正規就労については、全部繰下げ可能な者は 2 割前後にとどまるが、1/2 繰下げ可能な者も含めた場合 5 割前後は繰下げ可能との結果となった。すなわち、相対的に賃金水準の低い非正規就労者の中にとってもくりさげ年金の一部を繰下げることは選択肢となりうることが窺われる(図表 11)。

(図表 10) 繰下げの利用可能性別の就労状況



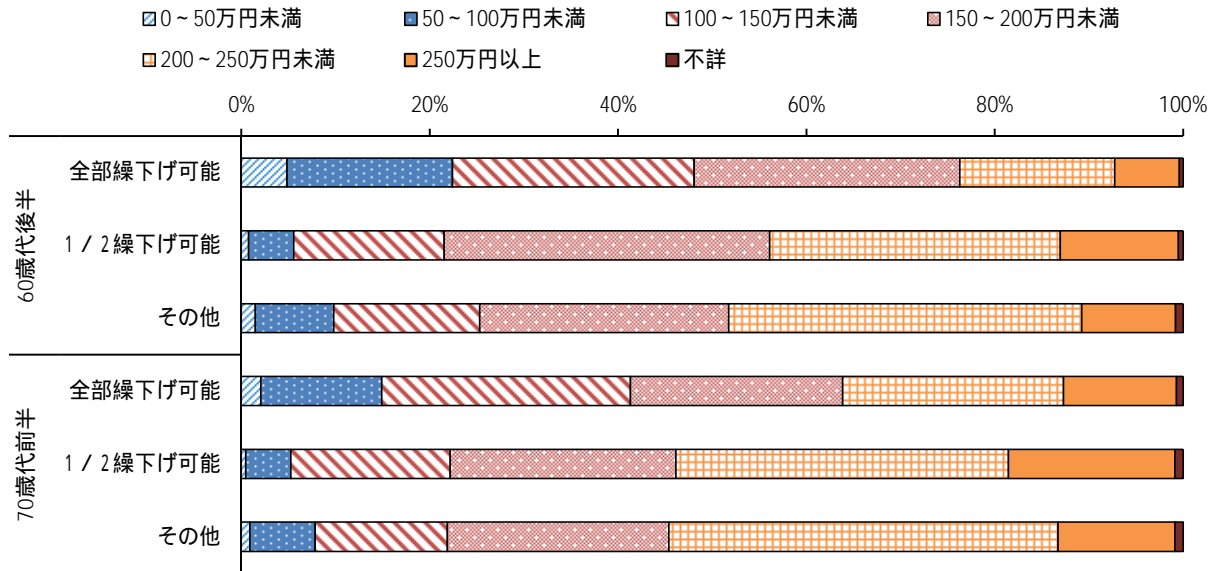
(図表 11) 就労状況別の繰下げ利用可能性



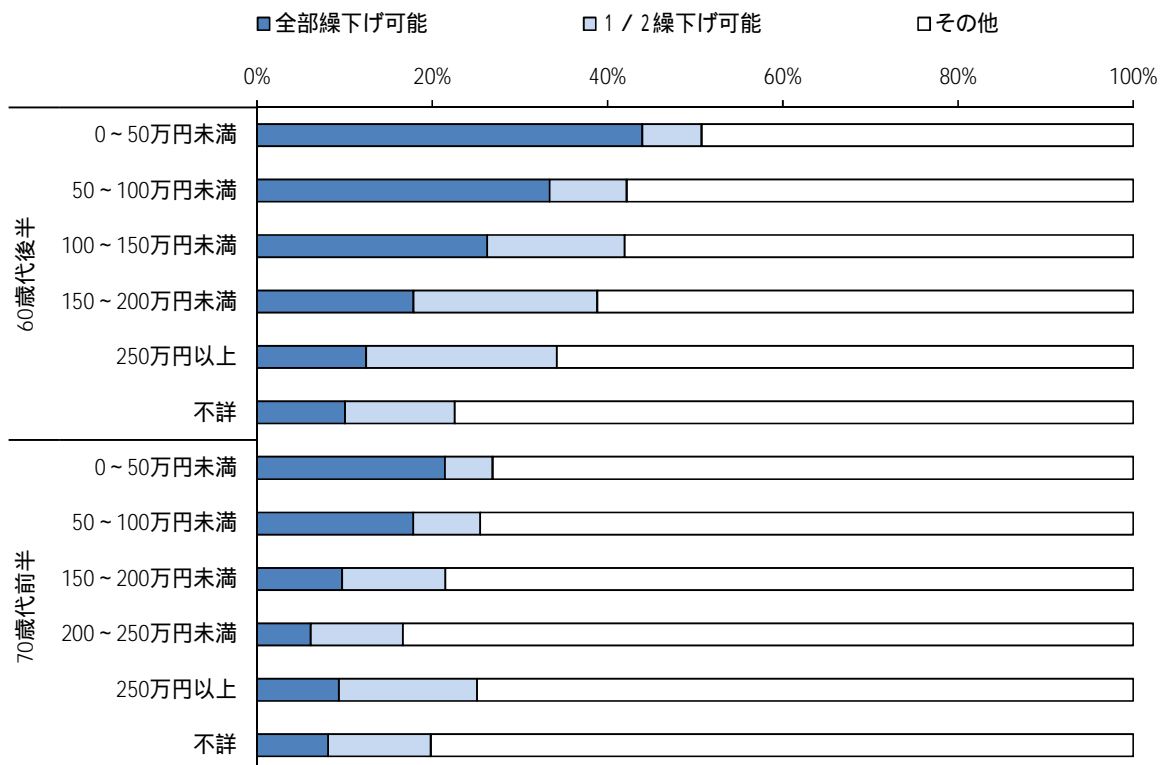
一方、年金収入と繰下可能性の関係を見ると、繰下可能と判定された者の中には、年金水準が低い者が含まれていることが分かる(図表 12)。

等価年金収入別に繰下げの利用可能性をみると、むしろ年金額が少ないほど繰下可能と判定される割合が多いが、これは、そうした者ほど、就労している割合が高かったり、支出額が少なかったりすることが原因として考えられる(図表 13)。

(図表 12) 繰下げの利用可能性別の等価年金収入の分布

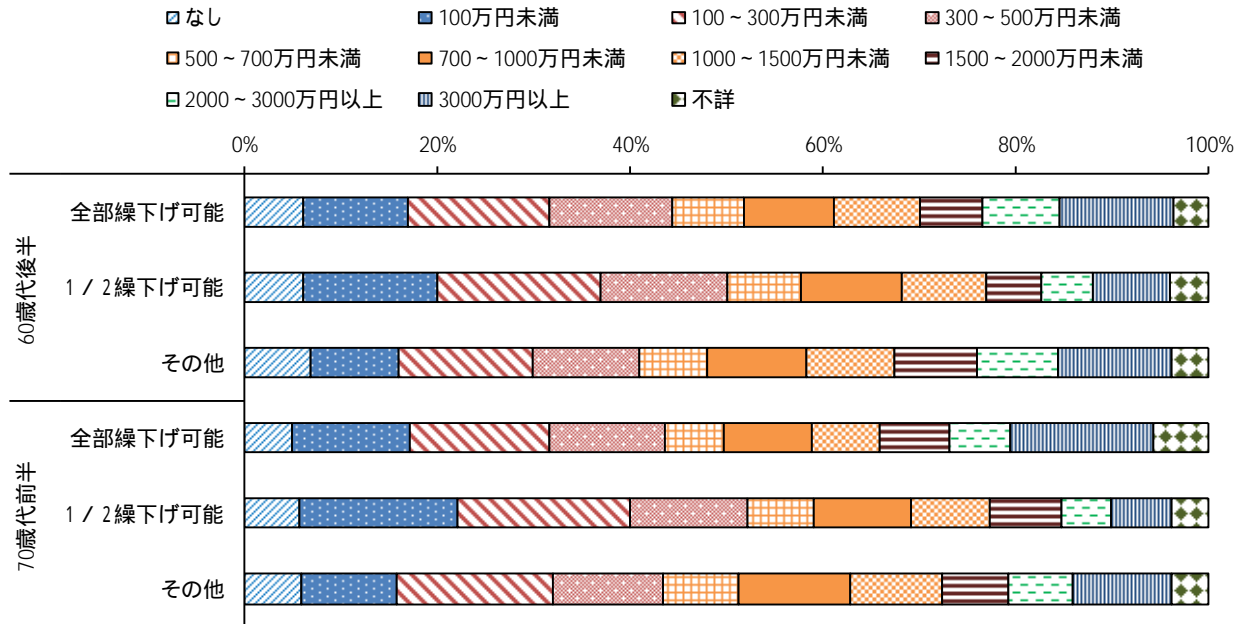


(図表 13) 等価年金収入別の繰下げの利用可能性

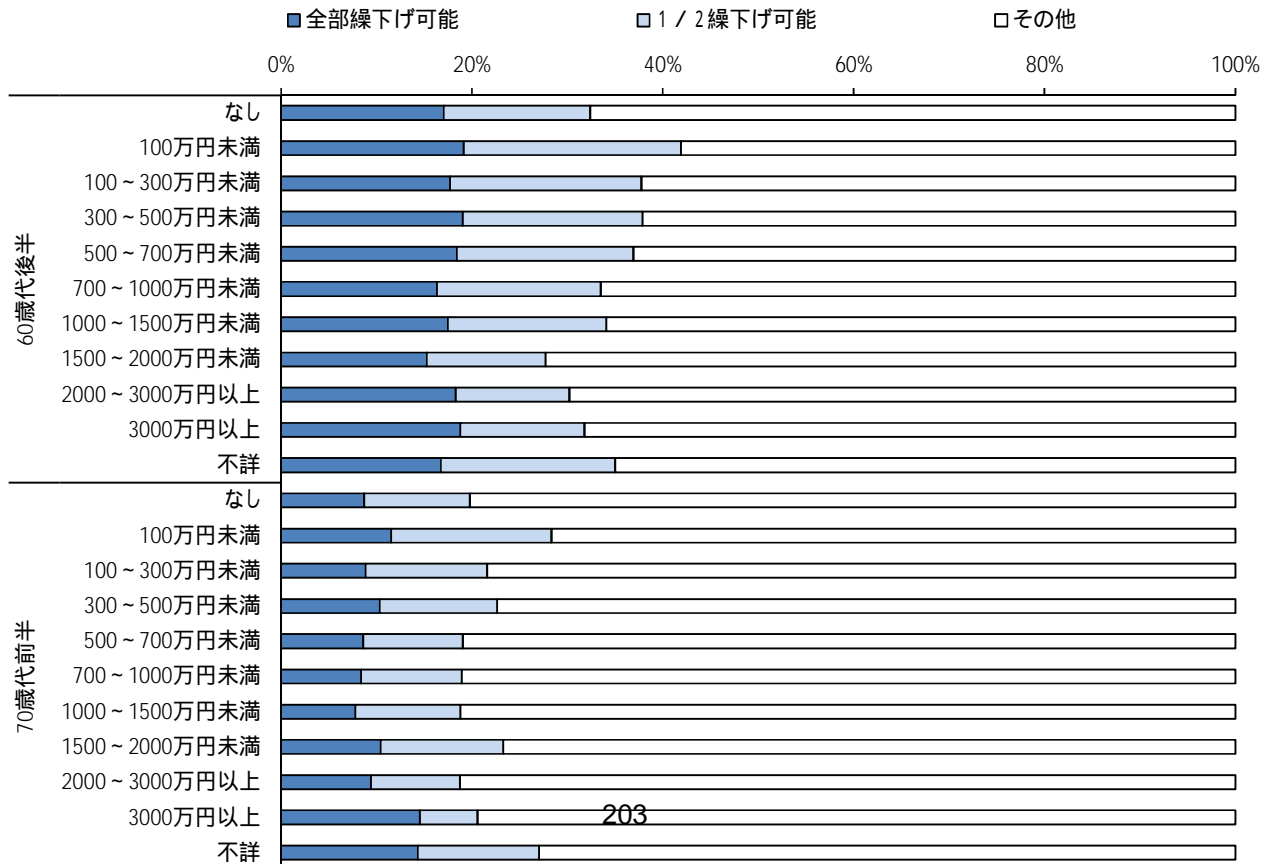


繰下げの利用可能性と貯蓄額の間には、貯蓄額が少ない者ほど、繰下げ可能と判断される者の割合がやや高い傾向がある。このことは、老後の備えとしての貯蓄が少ない者が、繰下げ制度を活用して、自助努力により高齢期における経済基盤の安定を図ることができる可能性を示唆していると言えるだろう(図表 15)。

(図表 14) 繰下げの利用可能性別の貯蓄額の分布

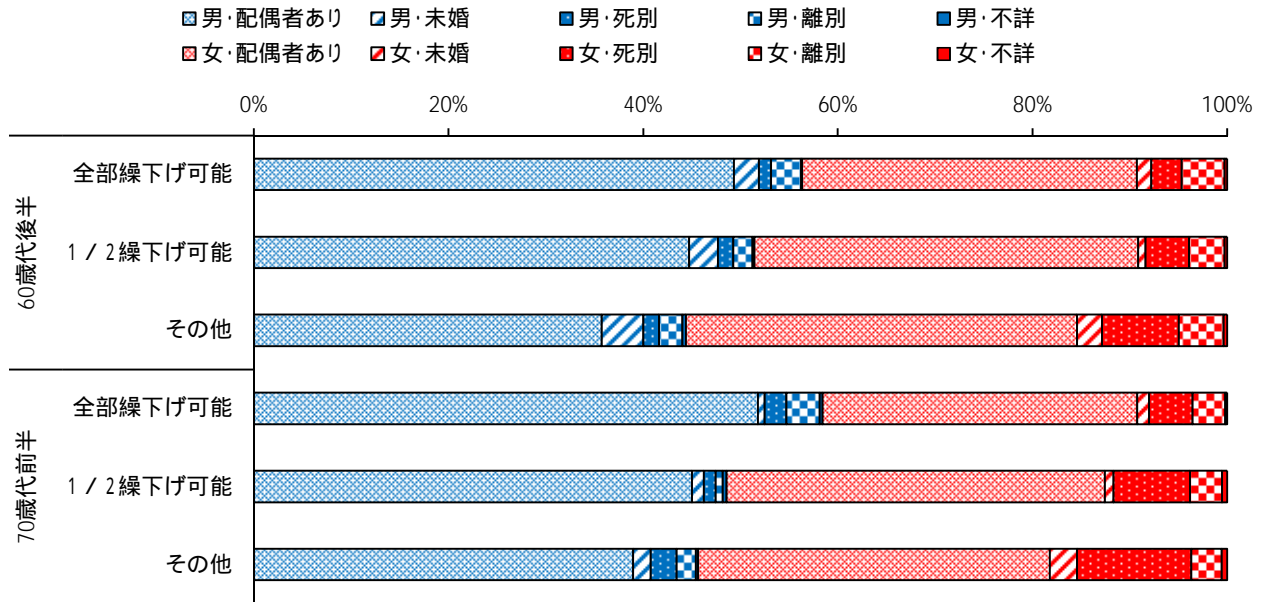


(図表 15) 貯蓄額別の繰下げの利用可能性



最後に、繰下げの利用可能性と性別・配偶者の状況との関係を見てみると、男性の方が女性よりも繰下げ可能と判断される割合が高いほか、配偶者の状況については、配偶者あり、離別、死別、未婚の順に繰下げ可能と判断される者の割合が高いという結果となった(図表 16)。

(図表 16) 繰下げの利用可能性別の性・配偶者の状況



(図表 17) 性別・配偶者の状況別の繰下げ可能性

